

令和6年度 集団指導

～主な留意事項について～

北九州市保健福祉局障害者支援課

目次

1. 令和6年度 基準省令改正の主な留意事項
2. 令和6年度 報酬改定の主な留意事項
3. 福祉・介護職員等処遇改善加算
4. 虐待防止のための取組

目次

5. こどもの安心・安全対策
6. 本市の行政処分事例
7. 運営指導における指摘事項

1. 令和6年度 基準省令改正 の主な留意事項

■各サービスの取扱方針

障害者総合支援法に基づくサービス全体	<p>【新設】 (訪問系) 指定居宅介護等の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>利用者の意思決定の支援に配慮</u>すること。</p> <p>(訪問系以外) 事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>利用者の意思決定の支援に配慮</u>しなければならない。</p>
児童福祉法に基づくサービス全体	<p>【新設】 (通所、入所、相談系) 事業者（施設）は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、<u>障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮</u>をしなければならない。</p>

■経過措置のある改正内容

ア 地域連携推進会議の設置等【障害者支援施設、共同生活援助】

省 令	<p>【新 設】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 事業者は、サービスの提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね一年に一回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>(3) 事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね一年に一回以上、当該地域連携推進会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。</p> <p>(4) 事業者は、報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</p>
附 則	<p>●経過措置：<u>令和7年3月31日まで</u></p> <p>上記項目(2)(3)</p> <ul style="list-style-type: none">・「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」とする <p>上記項目(4)</p> <ul style="list-style-type: none">・「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする

■経過措置のある改正内容

イ 地域移行等意向確認担当者の選任等【障害者支援施設】

省 令	<p>【新 設】</p> <p>(1) 施設等は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握等（地域移行等意向確認等）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、<u>地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない</u>。</p> <p>(2) 地域移行等意向確認担当者は、指針に基づいて地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議にて<u>報告しなければならない</u>。</p>
附 則	<p>●経過措置：<u>令和8年3月31日まで</u></p> <p>上記項目（1）</p> <ul style="list-style-type: none">・「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」とする <p>上記項目（2）</p> <ul style="list-style-type: none">・「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする

■経過措置のある改正内容

ウ 指定児童発達支援等の取扱方針（指定児童発達支援等プログラム） 【児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援】

省 令	【新 設】 事業者は、事業所ごとに指定児童発達支援等プログラム（心身の健康等に関する領域との関連性を明確にした児童発達支援等の実施に関する計画）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
附 則	●経過措置： <u>令和7年3月31日まで</u> ・「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする

エ 現に指定を受けている医療型児童発達支援センターに係る経過措置

附 則	従業者の員数の基準：令和9年3月31日まで 設備基準：当分の間 ⇒従前の例によることができる
-----	---

オ 現に指定を受けている主として難聴児、重症心身障碍児を通わせる児童発達支援センターに係る経過措置

附 則	従業者の員数の基準：令和9年3月31日まで 設備基準：当分の間 ⇒従前の例によることができる
-----	---

■個別支援計画の相談支援事業者への交付

【全サービス（短期入所、相談系、障害児入所を除く）】

サービス提供責任者・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者は、居宅介護計画や個別支援計画について、以下のとおり交付しなければならない。

<交付先>

- ・利用者本人
- ・同居の家族【居宅系】
- ・保護者【児童系】
- ・相談支援事業者

■食材料費の取扱い 【共同生活援助】

今般、グループホームを運営する事業者が、利用者から食材料費を過大に徴収していた事案について、愛知県及び名古屋市が行政処分を行ったところです。

事業者が、利用者から徴収した食材料費を利用者の食事のために適切に支出しないまま、残額を他の費目に流用することや、事業者の収益とすることについては、国の指定基準違反となります。

今回の基準省令改正により、共同生活援助の食材料費の取扱いについて、以下のとおり規定されましたので、適切に取り扱うようお願いいたします。

<規定内容>

●食材料費として徴収した額について、適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、

- ・ 精算して利用者に当該残額を返還する
- ・ 当該事業所の利用者に対する今後の食材料費として適切に支出する

などにより、適正に取り扱うこと。

●食材料費の額やサービス内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行うこと。

●利用者から徴収した食材料費については、一定の透明性を確保する観点から、記録を整備し、当該共同生活援助を提供した日から5年間保存しなければならないこと。

■同性介助 【全サービス（相談系を除く）】

- 本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者、サービス管理責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものとする。
- 把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対し丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。

2. 令和6年度 報酬改定の 主な留意事項

■減算について

【新 設】

減算の概要	サービス類型	減算の内容
虐待防止措置未実施減算 ★以下のいずれかに該当する場合に減算★ (1)虐待防止委員会を定期的を開催していない (2)従業者への虐待防止研修を定期的を実施していない (3)上記措置を実施するための担当者を配置していない	全サービス	所定単位数 から1%減算
情報公表未報告減算 ★以下の場合に減算★ 法の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない (※障害福祉サービス等情報公表システム（ワムネット）上、 「未報告」となっている事業所は減算の対象となります)	・療養介護 ・施設入所（日中サービス含む） ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・障害児入所	所定単位数 から10%減算
	上記以外のサービス	所定単位数 から5%減算

減算の概要	サービス類型	減算の内容
<p>業務継続計画未策定減算</p> <p>★以下のいずれかに該当する場合に減算★</p> <p>(1)感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない</p> <p>(2)当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない</p> <p>〔経過措置〕</p> <p>①「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び、「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、<u>令和7年3月31日までの間</u>、減算を適用しない。 なお、訪問系サービス、重度包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、相談系サービスは、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められないこと等を踏まえ、<u>令和7年3月31日までの間</u>、減算を適用しない。</p> <p>②就労選択支援は、<u>令和9年3月31日までの間</u>、減算を適用しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・施設入所（日中サービス含む） ・共同生活援助 ・宿泊型自立訓練 ・障害児入所 	<p>所定単位数から3%減算</p>
	<p>上記以外のサービス</p>	<p>所定単位数から1%減算</p>

減算の概要	サービス類型	減算の内容
<p>地域移行等意向確認体制未整備減算</p> <p>★以下のいずれかに該当する場合に減算★</p> <p>(1)地域移行等意向確認等に関する指針を作成していない</p> <p>(2)地域移行等意向確認担当者を選任していない</p> <p>(3)地域移行等意向確認担当者がアセスメントの際に地域移行等意向確認の内容をサービス管理責任者に報告していない</p> <p>(4)地域移行等意向確認の内容を個別支援計画作成に係る会議に報告していない</p> <p>〔経過措置〕令和8年3月31日までの間、減算を適用しない。</p>	<p>施設入所支援</p>	<p>利用者全員 1日5単位 減算</p>
<p>短時間利用減算</p> <p>★以下の場合に減算★</p> <p>前3月における平均利用時間が4時間未満の利用者が全体の5割以上である場合に、基本報酬を減算。ただし、個別支援計画で一般就労等に向けた利用時間延長のための支援が位置付けられ、実際に支援を実施した場合、又は短時間利用となるやむを得ない理由がある場合は、利用者数の割合の算定から除外する。</p>	<p>就労継続支援B型</p> <p>※基本報酬の区分(Ⅳ)(Ⅴ)(Ⅵ)を算定している事業所のみ</p>	<p>所定単位数から30%減算</p>

減算の概要	サービス類型	減算の内容
<p>支援体制構築未実施減算</p> <p>★以下の場合に減算★ 就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者の状況等（以下「要支援者情報」という）について、以下のよう に適切な引継ぎのための措置を講じていない場合、基本報酬を減算。 (1) 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有に係る指針の策定・責任者の選任をしていない (2) 事業所において就労定着支援の提供を行う期間が終了する3月以上前に、利用者の同意を得て、雇用先企業及び関係機関との間で要支援者情報を共有していない (3) 要支援者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への要支援者情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存をしていない</p>	<p>就労定着支援</p>	<p>所定単位数から10%減算</p>
<p>支援プログラム未公表減算</p> <p>★以下の場合に減算★ 該当するサービスに義務付けられている支援プログラムの作成・公表が未実施の場合（※支援プログラムの詳細については、令和6年7月発出のガイドラインをご確認ください） 〔経過措置〕 令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援（センター、居宅訪問型含む） ・ 放課後等デイサービス（共生型含む） 	<p>所定単位数から15%減算</p>

減算の概要	サービス類型	減算の内容
<p>自己評価結果等未公表減算</p> <p>★以下の場合に減算★ 新たに保育所等訪問支援に義務付けられた自己評価結果等の公表が未実施の場合（保育所等訪問支援は、訪問先施設による評価も必要） 〔経過措置〕保育所等訪問支援は、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。</p>	<p><サービス追加> 保育所等訪問支援</p>	<p>所定単位数から15%減算</p>

【見直し】

<p>身体拘束廃止未実施減算</p> <p>(旧) 基準を満たしていない場合：<u>5単位/日</u>を所定単位数から減算 (新) 施設・居住系サービス(※1)：<u>所定単位数の10%減算</u> 訪問・通所系サービス(※2)：<u>所定単位数の1%減算</u></p> <p>※1：障害者支援施設（施設が行う各サービス含む）、療養介護、障害児入所、共同生活援助、宿泊型自立訓練 ※2：訪問系サービス、重度障害者等包括支援、生活介護、短期入所、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援</p>	<p>施設・居住系 (※1)</p>	<p>所定単位数から10%減算</p>
	<p>訪問・通所系 (※2)</p>	<p>所定単位数から1%減算</p>

■個別サービスの報酬、加算の新設及び見直しについて

詳細は各サービスの項に記載していますので、ご確認ください。

3. 福祉・介護職員等 処遇改善加算

福祉・介護職員処遇改善加算
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算
 介護職員等ベースアップ等支援加算



令和6年6月から
福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ～Ⅴ）
 に一本化され、加算率が引き上げられました。

●本表の加算率は「生活介護」を例として記載

新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）		対応する旧加算等（※）
I 8.1%	新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（ex.生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】
Ⅱ 8.0%	新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと ・改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化【見直し】	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】
Ⅲ 6.7%	新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】
Ⅳ 5.5%	新加算（Ⅳ）の1/2（生活介護の場合2.7%）以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】

※なお、経過措置区分として、令和6年度末まで福祉・介護職員等処遇改善加算（V1～V14）を設け、旧3加算の取得状況に基づく加算率を維持したうえで、改定による加算率の引き上げを受けることができるようになっている。

●留意事項

※一本化後の加算については、福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとされていますが、事業所内での柔軟な職種間配分が認められることになりました。

（職種間配分の柔軟化については、令和6年4月から適用）

※キャリアパス要件Ⅰ（任用要件・賃金体系）、キャリアパス要件Ⅱ（研修の実施等）、キャリアパス要件Ⅲ（昇給の仕組み）については、令和6年度中は年度内の対応の誓約で要件を満たしたものとみなしますが、令和7年3月末までに体制を整備する必要がありますのでご注意ください。

また、月額賃金改善要件Ⅰ（新加算Ⅳ相当の加算額の2分の1以上を月給の改善に充てる）については、令和6年度中は猶予期間とされていますが、令和7年3月末までにご対応いただきますようお願いいたします。

<厚生労働省ホームページ>

令和6年度の処遇改善加算の改定内容については、下記ホームページもご参照ください。

「福祉・介護職員の処遇改善」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai-shahukushi/minaoshi/index_00007.html

4. 虐待防止のための取組

■令和6年度報酬改定における取組の推進

虐待防止の取組推進のため義務化された下記の取組について、いずれか未実施の場合、**虐待防止措置未実施減算**が適用となります。

取組内容	減算の内容
従業者への研修を定期的実施（年1回以上）	【全サービス対象】 所定単位から1%減算
虐待の防止等のための担当者の設置	
虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会（※）を設置し定期的開催（少なくとも1年に1回）するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する	

（※）委員会に求められる役割は、虐待の未然防止や虐待事案発生時の検証、再発防止策の検討など

虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えるよう努めるものとされました。（努力義務）

5. こどもの安心・安全対策

■送迎車両等の安全対策

令和4年9月、静岡県牧之原市で認定こども園の送迎バスに置き去りにされた園児が亡くなった事故を受け、国は、同年10月に「こどものバス送迎・安全徹底プラン」を取りまとめました。

これを受けて、基準省令の改正が行われ、

- ①乗降車の際に点呼等の方法により利用者の所在を確認すること
- ②送迎用車両への安全装置の装備及び当該装備を用いて降車時の所在確認をすること

が義務付けられました。

なお、当該義務付けは、児童系サービスが対象となっていますが、対象となっていないサービスにおいても、今回の義務付けの趣旨に鑑みて、利用者の安全確保について徹底していただきますようお願いいたします。

<義務付けの対象>

義務付け事項	対 象
①利用者の通所や施設外活動等のために自動車を運行する場合、利用者の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により利用者の所在を確認すること。	座席（*）が2列以下の自動車を除くすべての自動車 （*）「座席」には車いすを使用する利用者が当該車椅子に乗ったまま乗車するためのスペースを含む
②送迎用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の利用者の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の①の所在確認をすること。	

サービス種類		① 所在確認	②安全装置
障害児 通所支援	児童発達支援センター	対 象	対 象
	児童発達支援		
	放課後等デイサービス		
	保育所等訪問支援・ 居宅訪問型児童発達支援		対象外
障害児 入所支援	障害児入所施設 (医療型・福祉型)		

■安全計画の策定

障害児通所支援事業所、障害児入所施設等（以下「事業所等」という。）における利用者の安全確保を図るため、令和5年4月1日（※）から、安全に関する事項についての計画（以下「安全計画」という。）を各事業所等において策定することとされています。

設備の安全点検、施設外活動等を含めた生活における安全に関する指導、従業者の研修や訓練等、その他安全に関する事項について、安全計画を策定し、安全計画に定めた安全確保に関する取組を行うことが義務付けられました。（※）経過措置期間は令和6年3月31日で終了しています。ご注意ください。

今後、市では、運営指導や現況確認等の際に、事業所等における安全計画の策定状況や、安全計画に基づく安全確保のための取組の実施状況などについて確認します。

なお、安全計画策定の義務化の対象は、児童系サービスとなっておりますが、対象となっていないサービスにおいても、今回の義務化の趣旨に鑑みて、利用者の安全確保について徹底していただきますようお願いいたします。

■性暴力等防止のための取組

(1) 性被害防止対策に係る設備等支援事業（補助事業）

弱い立場に置かれたこども・若者が性被害に遭う事案が後を絶たない現状を踏まえ、令和5年7月に、国は「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」を取りまとめました。

このパッケージを踏まえ加速化する取組として、保育所等における性犯罪防止対策のため、プライバシー保護のパーテーションや保護者の安心に応えるためのカメラの設置支援を行う事業が盛り込まれました。

本市においても、国の補助事業を活用し、障害児入所施設等に対して、性被害防止のための設備の設置に係る費用の助成を行います。

※補助申請等のスケジュールについては、詳細が決まり次第お知らせします。

対 象	障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援
対象設備	・パーテーション、簡易扉、簡易更衣室等 （こどもが着替える際のプライバシーを保護する） ・カメラ（保護者からの確認依頼等に応えるため支援内容を記録する）
補助基準額	1施設あたり100千円
補助割合	補助率3/4（事業所負担1/4）

(2) 保育士特定登録取消者管理システムの利用

児童福祉法の改正により、保育士を任命又は雇用する者（以下「採用責任者」という。）は、保育士を任命し又は雇用しようとするときは、保育士特定登録取消者管理システム（令和6年4月1日運用開始）を利用することが義務付けられました。

当該システム利用対象の施設・事業所は、利用者情報（採用責任者情報等）の登録が必要となります。

対 象	障害児入所施設、児童発達支援、放課後等デイサービス
特定登録取消者とは	<ul style="list-style-type: none">・ 児童生徒性暴力等を行ったことにより保育士の登録を取り消された者・ 上記以外の者で、保育士登録を取り消された者のうち、保育士登録を受けた日以後の行為が児童生徒性暴力等に該当していたと判明した者
検索対象となる保育士の範囲	保育士として任命又は雇用される者 ※保育士資格を有するのみの者は対象外 ※保育士登録を行っていても、保育士の名称を用いて業務に従事していない者は対象外
採用責任者について	<ul style="list-style-type: none">・ 保育士として任命し、又は雇用する施設・事業所はすべて対象・ 当該システムを活用できる者は、施設又は事業者の採用責任者に限定
活用方法等	特定登録取消者に該当することがデータベースにより判明した場合、その情報を端緒として、採用面接等を通じて本人に経歴等より詳細な確認を行ったり、本人の同意を得たうえで過去の勤務先に事実関係の確認を行うなど、法の趣旨にのっとり、十分に慎重に、適切な任命又は雇用の判断を行う必要がある。

(3) 性暴力対策アドバイザー派遣事業

【福岡県生活安全課性暴力・犯罪被害対策係の事業】

本事業は、福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例（平成31年福岡県条例第19号）に基づき、性暴力に関する専門的な知識及び経験を有する専門家等を学校、大学、事業所等に派遣し、性暴力を根絶し、被害者も加害者も出さない社会、性暴力を許さず、被害者には寄り添う心を共有する社会の実現に寄与することを目的として実施しています。ぜひご活用ください。

<本事業の目的>

- ・性暴力アドバイザー（*）による講義を通じて、性に関することを含め、自分も他者も尊重するあり方を知り、具体的な場面で性暴力とならない人との接し方を選択することができる。
- ・性暴力についての理解を深めることで、被害に遭った場合でも、暴力の責任は加害者にあり、身を守ったり支援を求めたりしていいと思える。また、被害に遭った人にとってさらにつらい状況にならないよう基本的な配慮をしようとする。

（*）性暴力アドバイザー：福岡県臨床心理士会又は性暴力関係機関等から県に推薦された者若しくは県内の学校に勤務するスクールカウンセラーのうち、県が実施する養成講座を修了した者。

- 事業の詳細については、福岡県ホームページに掲載されています
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sa-adviser-haken.html>

6. 本市の行政処分事例

■令和5年度 本市の行政処分事例について

不正請求等の不正行為については、障害福祉サービスの給付費が公費で賄われていることから、一つの事業者の不正が障害福祉制度全体に対する信用を大きく失墜させることにつながります。

しかしながら、令和5年度に、本市の事業者において、不正請求による指定の取消事案が発生しました。また、近年、福岡県内でも同様の事例が後を絶たない状況です。

事業者の皆様におかれましては、給付費が公費で賄われていることや、不正行為により重大な結果を招くことを十分に認識のうえ、関係法令を遵守し、適正な運営を行ってください

サービス種別	処分の内容	処分の理由
児童発達支援、 放課後等デイサービス	指定の取消	実際はサービスを提供していなかった利用者について、サービスを提供していたかのように装った記録を作成し、不正に給付費を請求した。
放課後等デイサービス	指定の取消	<ul style="list-style-type: none">児童発達支援管理責任者が常勤で勤務していないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。児童指導員又は保育士の人員配置基準を満たしていないにもかかわらず、出勤簿等の記録を改ざんし、サービス提供職員欠如減算を適用せずに給付費を請求していた。

●返還請求額について：不正受給額に加えて、不正受給額に加算金40%を加えた額を返還することとなります。

7. 運営指導における指摘事項

■運営指導について

本市では、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づいて、サービスの内容や介護給付費の請求等の適正化を図ることを目的として、運営指導（旧・実地指導）を実施しています。

運営指導における指摘事項について、最近の主なものを以下の表に掲載していますので、適正な事業所運営の参考にしてください。また、ここに掲載している以外の指摘事項についても、集団指導資料に掲載していますので、ご確認ください。

●運営基準に関すること

項目	指摘事項
従業員の員数	<ul style="list-style-type: none">・〔障害児通所〕障害児が10人までの場合、サービス提供時間帯を通じて、児童指導員又は保育士を2名以上配置する必要があるにもかかわらず、1名しか配置していない。・サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者が不在。
個別支援計画の作成	<ul style="list-style-type: none">・サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者が個別支援計画を作成していない。・モニタリング及び定期的な個別支援計画の見直しが行われていない。・個別支援計画に定められていない支援を行っていた。・居宅介護事業所において、居宅介護計画に具体的なサービス内容（担当する従業者、提供するサービスの具体的な内容、所要時間、日程等）が記載されていない。

項目	指摘事項
非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・火災、風水害、地震等の非常災害の種類ごとに避難訓練が実施されていない。 ※特に、近年各地で大きな被害が発生している風水害及び地震に備えるため、適切な時期に避難訓練を実施すること。
勤務体制の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・運営法人の役員が事業所の従業者として従事している事業所において、出勤簿が「運営法人役員であるため」という理由で作成されておらず、人員基準を満たしているか確認することができない。 ・運営法人内の業務と、事業所の直接処遇職員など複数業務に従事している職員について、各業務における勤務時間数が明確に分けられていない。
定員の遵守	<ul style="list-style-type: none"> ・日毎の利用者において、定員を超過して運営している日があった。
会計の区分	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の会計と他の事業の会計及び運営法人本部の会計が明確に区分されていない。 ・〔就労支援事業〕生産活動に係る収支と福祉事業活動に係る収支が明確に区分されていない。
記録の整備・ サービス提供の記録	<ul style="list-style-type: none"> ・従業者の出勤簿が作成されておらず、勤務実態の把握が困難。 ・人員基準や加算の算定根拠となる前年度利用者数や平均障害区分に係る資料について、年度当初の届出時と数字が異なっている。 ・他サービスの従業者が支援記録を作成している。 ・サービス利用時間の記録が不十分。
施設外におけるサービス提供〔就労支援事業〕	<ul style="list-style-type: none"> ・施設外におけるサービス提供について、相手方企業等との請負作業に関する契約を締結しておらず、職員が随行した記録がない。

●報酬・加算に関すること

項目	指摘事項
就労継続支援A型 サービス費	<ul style="list-style-type: none">・報酬算定の要件である評価点を算定するにあたり、生産活動収支の数字が資料によって異なったり、取組に係る記録の保管がなされていないなど、評価点の算定根拠が明確でないものがあった。・スコア表の届出内容と取組の実態が合致していないため、報酬区分の変更が必要なものがあった。
就労継続支援B型 サービス費	<ul style="list-style-type: none">・サービス費（Ⅰ）（Ⅱ）の算定要件となっている工賃向上計画が未作成のまま、報酬区分を誤って算定していた。・施設外就労を実施するにあたり報酬算定の要件となる人員配置を行っていない。・利用者に支払う工賃総額の算出において、生産活動に係る会計と福祉事業活動に係る会計が区分されていないため、適切な報酬区分で給付費請求がなされているか明確でない。・平均工賃月額算定において、生産活動で得た収入以外に法人から利用者に支給する額も、工賃に含めて計算していたため、報酬区分が誤っていた。
計画相談支援費	<ul style="list-style-type: none">・同一の月に継続サービス利用支援を行った後に、サービス利用支援を行った場合は、継続サービス利用支援費は算定せず、サービス利用支援費のみ算定することとなっているが、同一の月に両方を算定しているケースがあった。
短期入所サービス費	<ul style="list-style-type: none">・日中に短期入所サービスの提供を行ったかどうかについては、昼食の提供を行ったかどうかで判断することとされているが、昼食の提供を行っていない場合に日中に短期入所サービスの提供を行ったものとして報酬区分を誤って算定していた。・短期入所において日中の支援を行っている記録が確認できないにもかかわらず、福祉型短期入所サービス費（Ⅰ）を算定していた。

項 目	指摘事項
欠席時対応加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用中止の連絡日時、連絡者、利用予定日、欠席理由、利用者の状況確認、相談援助を行った記録が具体的に記載されていないにもかかわらず、加算を算定していた。 ・ 利用中止が真にやむを得ない理由でないもの、事前に予定が把握できるものについて、加算を算定していた。
送迎加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 送迎の記録が作成されていない、また送迎した利用者が明確でない、送迎先の記載がないなど、記録の内容が不十分であるにもかかわらず、加算を算定していた。 ・ 同一敷地内や同一建物内の別事業所との間の徒歩での送迎について、加算を算定していた。
緊急短期入所受入加算 〔短期入所〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急利用の理由、期間、緊急受入れ後の対応等の記録が確認できないにもかかわらず、加算を算定していた。
重度障害者支援加算 〔施設入所支援〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算の算定に必要な支援計画シートを作成していないにもかかわらず、加算を算定していた。
入院時支援特別加算 〔共同生活援助〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 加算の算定に必要な個別支援計画への記載がないにもかかわらず、加算を算定していた。 ・ 従業者による病院等への訪問や電話連絡等の支援が行われていないにもかかわらず、加算を算定していた。
帰宅時支援加算 〔共同生活援助〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援に係る記録が明確でない、また、従業者が、利用者の帰省中に、家族等から利用者の生活状況の把握を行った記録がないにもかかわらず、加算を算定していた。
夜間支援等体制 加算（Ⅲ） 〔共同生活援助〕	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間の緊急時の連絡先等について運営規程に定められておらず、共同生活住居内に掲示されていない。

項 目	指摘事項
食事提供体制加算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別支援計画に食事提供を行うことが定められていない利用者に対し、食事の提供を行った際に、加算を算定していた。
定員超過利用減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1日の利用者数が定員超過で減算に該当する日について、減算していない。
サービス提供職員欠如減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス提供時間帯を通じて置くべき従業者数を満たしていない月に、減算していない。
サービス管理責任者欠如減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者不在にもかかわらず、減算していない。
個別支援計画未作成減算	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者不在により、個別支援計画が未作成の利用者について、減算していない。 ・ サービス管理責任者が個別支援計画を作成していない利用者について、減算していない。

ご清聴

ありがとうございました